

# 大分県報

令和元年  
第二〇号  
七月十二日

（金曜日）

## 目次

### 告示

大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更……………一

### 選挙管理委員会告示

政治資金規正法第十七条第二項の適用……………一

### 監査公表

監査結果に関する措置状況の公表（財政的援助団体等監査）……………一

### 公告

開発行為の完了……………四

競争入札参加者の資格に関する公示……………四

一般競争入札の実施……………五

### 雑報

大分県市町村職員共済組合の決算の要旨……………七

## ○告示

### 大分県告示第百七号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成三十一年大分県告示第十四号）の一部を令和元年六月二十日付けで次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

令和元年七月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
二の二の表のまざば及びごまざばの項中「（注）」を「若干」に改め、同表の注を削る。

令和元年七月十二日

## ○選挙管理委員会告示

### 大分県選挙管理委員会告示第三十六号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成三十一年四月二日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和元年七月十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

### その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
衛藤まさひろ後援会	衛藤 隆機	和田 善治	豊後大野市大野町大原八八四
ごとう幸吉後援会	山口 貞治	汐月 文直	佐伯市常盤南町三一二十七
後藤浩明政経塾	後藤 浩明	後藤 由美	大分市皆春九〇四一一
政治結社大日本國心会	泉 光一	木梨 実	豊後大野市大銅町下津尾三三九六一
宮本幸生後援会	宮本 幸生	宮本 英子	大分市大字本神崎一四二七一一

## ○監査公表

### 監査委員公表第642号

平成31年3月29日付け監査第599号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和元年7月12日

指摘事項についての措置状況	大分県監査委員	首 藤 博 文
1	大分県監査委員 長 野 恭 子	大分県監査委員 三 浦 正 臣
	大分県監査委員 小 嶋 秀 行	

大分県報（告示・選挙委告示・監査公表）

一

<p>監査対象団体 (所管課)</p>	<p>監査実施日</p>	<p>監査結果の指摘事項及びその措置状況</p>
<p>大分航空ターミナル株式会社 (企画振興部交通政策課)</p>	<p>平成30年11月7日</p>	<p>指摘事項 内部統制の不備が原因と考えられる不祥事案（収納金の管理）の発生が見られるため、再発防止策の実施状況を確認するとともに、指導監督の強化を図りたい。</p> <p>措置状況 大分航空ターミナル株式会社の直営売店において、現場におけるチェック体制の不十分、レジの売上の取消処理についてのマニュアルの未整備、会計監査内容の不十分、社員の法令遵守認識の不足、社員の相談窓口が機能していなかったことが原因で、同社レジ担当社員による売上金着服事案が発生した。 なお、着服金については、平成30年11月1日に全額返還されている。 同社に対し、再発防止の対策を求め、次のような対策を実施している。 チェック体制とマニュアルの整備の観点からは、責任者の明確化と現金管理とレジ処理に関するマニュアルを整備した。会計監査の強化の観点からは、責任者によるチェック及び現金取扱マニュアルの遵守について、年4回不定期に実施することとしている。 法令遵守認識の徹底の観点からは、全社員を対象としたコンプライアンス研修を平成30年12月に実施し、全社員からコンプライアンス誓約書が提出された。 なお、コンプライアンス研修は今後も毎年継続して実施することとしている。 社員の相談体制の充実の観点からは、総務部長が必要な職員に面談を実施することともに、平成31年4月からは、従来からの総務部長による相談窓口に加え、女性管理職による女性専用相談窓口を設置している。 また、県の指導監督の強化の観点から、随時、役員や幹部社員に再発防止策の徹底を働</p>
<p>臼杵市観光情報協会 (企画振興部おおいいた創生推進課)</p>	<p>平成30年9月11日</p>	<p>きかけることとした。</p> <p>指摘事項 大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金及び大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業費補助金について、補助条件として補助金交付要綱に規定する「補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書」が提出されず、補助金の返還が完了していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 振興局は、補助事業者に対して、地域活力づくり総合補助金に係る取扱を記載した「『地域活力づくり総合補助金』を受ける事業者の皆様へ』により、消費税等仕入控除税額等の報告も含め、補助事業を行う際の注意事項等を説明し、その内容を理解した旨の代表者の署名、捺印をもらっていた。 しかし、補助事業者の失念により、確定申告後に消費税等仕入控除税額確定報告書を提出しなかったことから、振興局では、課税事業者ではないと判断し確認をしていなかった。 今回指摘された補助金については、平成31年2月21日に返還されたことを確認した。 振興局に対して、補助金交付申請時に、課税事業者か否かを確認し、一覧表にしたうえで、消費税等の確定申告時期に合わせ、対象補助事業者に必ず消費税等仕入控除税額確定報告書の提出を求め、毎年度開催する担当者研修会等において徹底することとした。</p> <p>指摘事項 小規模事業経営支援事業費補助金について、補助対象職員の設置費は「交付基準額の範囲内で交付する。」と定められているにもかかわらず、県がこれを超えて補助金を交付している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p>
<p>大分県商工会連合会 (商工観光労働部 商工観光労働企画課)</p>	<p>平成30年10月16日から 平成30年10月18日まで</p>	

	<p>適正な手続きにより予算措置を行い配分したが、運用を改正しないまま、交付基準額を超えて交付した。具体的には、交付基準額364,961,400円に対し、366,683,359円交付し1,721,959円が過大に交付されたもの</p> <p>今回の予算措置は、台風18号の被災事業者支援として、予定になかった支援業務や現地調査等を行ったことから、突発的に生じた大幅な経費増を補填することを目的としていた。</p> <p>しかし、年度末まで被災事業者支援対応が続く中、最終執行見込額の調整に時間を要し、交付基準額を超えて交付するための運用の改正まで手が回らず、改正することなく交付基準額を超えて交付してしまったことによる。</p> <p>今回の対応及び再発防止として、大規模災害等特例の事情がある場合は、交付基準額自体を変更することは、困難であることから、必要と認められる経費のみ、予算の範囲内で交付基準額に関わらず交付することができる旨運用を改正する。また、当該執行時には交付基準額に関わらず交付する旨を明記して決裁を行うこととする。</p> <p>併せて、同様の事案が発生しないよう、運用改正について、補助対象機関あて事務研修を行い、周知・徹底することとした。</p>	<p>公益社団法人大分県農業農村振興公社 (農林水産部農地活用・集落営農課)</p>	<p>今回の予算措置は、台風18号の被災事業者支援として、予定になかった支援業務や現地調査等を行ったことから、突発的に生じた大幅な経費増を補填することを目的としていた。</p> <p>しかし、年度末まで被災事業者支援対応が続く中、最終執行見込額の調整に時間を要し、交付基準額を超えて交付するための運用の改正まで手が回らず、改正することなく交付基準額を超えて交付してしまったことによる。</p> <p>今回の対応及び再発防止として、大規模災害等特例の事情がある場合は、交付基準額自体を変更することは、困難であることから、必要と認められる経費のみ、予算の範囲内で交付基準額に関わらず交付することができる旨運用を改正する。また、当該執行時には交付基準額に関わらず交付する旨を明記して決裁を行うこととする。</p> <p>併せて、同様の事案が発生しないよう、運用改正について、補助対象機関あて事務研修を行い、周知・徹底することとした。</p>
<p>宇佐商工会議所 (商工観光労働部 商工観光労働企画課)</p>	<p>平成30年10月19日</p>	<p>指摘事項 小規模事業経営支援事業費補助金について、指導事業費等は「交付基準額の範囲内で交付する。」と定められているにもかかわらず、県がこれを超えて補助金を交付している事例が認められた。</p> <p>措置状況 適正な手続きにより予算措置を行い配分したが、運用を改正しないまま、交付基準額を超えて交付した。具体的には、交付基準額1,450,018円に対し、2,055,511円交付し605,493円が過大に交付されたもの</p>	<p>指摘事項 大分県農業次世代人材投資事業費補助金について、補助金返還の手続が長期間にわたりとられておらず、また、返還免除の手続に関し事務処理の遅滞があるなど事務執行に著しく適正を欠いている事例が認められた。</p> <p>措置状況 返還案件などについては県と公社における個別相談の中で対応してきたが、交付対象者が提出する就業状況報告の結果については公社から県への報告の仕組みがなかったことから、就業状況や返還案件に関する情報共有・リスク管理が不十分であった。</p> <p>また、交付対象者(平成31年3月現在317人)は、年2回の就業報告を行う義務があるが、公社は対象者と接する機会が少なく、振</p>

		<p>興局や市町村からの情報が主になっているため、対象者の状況把握が遅れる事があり、返還対象者が公社からの連絡を遮断した場合、返還に係る手続が困難となる。 公社に対し、年2回の就業状況報告の提出状況や就業状況に関する報告を義務づけるほか、3ヶ月毎に定例会を開催し、対象者の就業状況等を確認し、必要に応じ現地フォローアップ会議を実施するなど、交付対象者の情報共有とフォローアップ体制を確立し、公社への指導監督を強化することとした。 また、補助金返還及び返還免除に該当する案件については、遅滞なく事務手続を進めるよう指導を行うこととした。</p>
--	--	---

<p>2 注意事項についての措置状況</p>		
<p>監査対象団体 (所管課)  公立大学法人大分県立芸術文化短期大学 (企画振興部政策企画課)</p>	<p>監査実施日  平成30年12月5日から平成30年12月7日まで 平成31年1月15日</p>	<p>注意事項 現金取扱事務において、書損した領収書及び控えを破棄している事例や、領収書受払簿の整備が適正になされていない事例が認められた。  措置状況 領収証数十枚を冊子として管理せずにクリップ留めにするなど、会計上の重要書類であることの認識が不足しており、枚数管理が不十分であった。また、領収書受払簿の記載漏れがあるなど、事務局内部における日々のチェック体制が充分でなかった。 領収書及び控えについて、スチール綴じして冊子として管理することとし、通し番号と併用することで、使用状況や書損分及び未使用分の状況を常に確認できるように改善を指導した。 領収書受払簿について、県の様式を参考に改良を加え、担当者と出納責任者による二重</p>

のチェックを可視化して行う体制とすることとした。

## 公告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年七月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
中津市大字大貞字中ノ林三百八十九番五、三百八十九番十七、三百八十九番十五の一部及び三百七十七番十七の一部

### 二 開発区域の面積

四千六百四十・六九平方メートル

### 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英 昭

### 四 完了検査年月日

令和元年六月七日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年七月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする物品等の種類
  - 二 運転免許証自動更新受付等システム
  - 三 競争入札の参加者の資格
    - 1 競争入札に参加することができない場合
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

<p>(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合</p> <p>(三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合</p> <p>(四) 県税を滞納している場合</p> <p>(五) 営業年数が一年未満である場合</p> <p>(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合</p> <p>2 資格審査事項については、次のとおりとする。</p> <p>(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）</p> <p>(二) 経営規模</p> <p>イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）</p> <p>ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）</p> <p>ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）</p> <p>(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）</p> <p>(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）</p> <p>三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等</p> <p>1 申請の方法</p> <p>県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。</p> <p>2 申請書の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班</p>	<p>〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号</p> <p>電話 ○九七―五〇六―二九五七</p> <p>3 申請の時期</p> <p>令和元年七月十二日から同月二十九日までとする。</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>1 有効期間</p> <p>入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。</p> <p>2 更新手続</p> <p>令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法</p> <p>1 申請書の交付場所</p> <p>三の2に同じ</p> <p>2 インターネットによる入手</p> <p>大分県ホームページ <a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html</a></p> <p>六 競争入札参加資格の取消し等</p> <p>1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。</p> <p>(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合</p> <p>(二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合</p> <p>(三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合</p> <p>2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。</p>
<p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。</p> <p>令和元年7月12日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>大分県報（公告）</p>

<p>(1) 調達をする物品等の種類          運転免許証自動更新受付等システム賃貸借契約</p> <p>(2) 借入期間          令和2年1月1日から令和6年12月31日まで（60箇月）          （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入場所          大分県警察本部交通部運転免許課</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者</p> <p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>ク 納入しようとする物品等が仕様を満たすことを証明する書類等を令和元年8月21日（水）午後5時15分までに大分県警察本部交通部運転免許課係に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期          令和元年7月12日から同月29日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p>	<p>(2) 申請書類の提出先          大分県会計管理局用度管財課物品調達班          〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所          大分県警察本部交通部運転免許課係          〒870-0401 大分市松岡6687番地 電話 097-536-2131</p> <p>(2) 日時          令和元年7月12日から同年8月21日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係</p> <p>(2) 提出期限 令和元年8月22日（木）午前10時。ただし、郵送の場合は、同月21日（水）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館9階会議室</p> <p>(2) 日時 令和元年8月22日（木）午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項          免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項          契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（公団を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約</p>
--	---

<p>を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 前記6の(1)に同じ</p> <p>(2) 交付日時 令和元年7月12日から同年8月21日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他</p>	<p>(1) 前記2の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Drivers license Automatic update reception system and others complete</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 am. 22 August 2019</p> <p>(3) Office Drivers License Division, Oita Prefectural Police 6687 Matuoka, Oita city 870-0401 Tel 097-536-2131</p>
	<p style="text-align: center;">○雑 報</p> <p>大分県市町村職員共済組合理事長相馬尊重から、大分県市町村職員共済組合の平成三十年度決算の概況について、次のよびの登載依頼があった。</p> <p style="text-align: right;">令和元年七月十二日</p> <p style="text-align: right;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>

# 大分県市町村職員共済組合公告

大分県市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、平成30年度決算の要旨を公告する。

令和元年 7月12日

大分県市町村職員共済組合  
理事長 相馬 尊 重

損益計算書の要旨

(単位:千円)

	経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付	物 資
入	負担金	3,984,538	10,629,675	552,211	125,798			150,487	250,565			
	掛金	4,018,725	6,679,768	552,205					119,026			
	連合会交付金							67,122			462	
	利息及び配当金	195				3,398	5,283	136	5,446	130,063		11
	その他の収入	381,253						3		220	17,223	18,935
	他経理から繰入							30,183				
	前年度繰越支払準備金	569,520										
	計	8,954,231	17,309,443	1,104,416	125,798	3,398	5,283	247,931	375,037	130,283	17,685	18,946
支	給付	3,674,290										
	負担金払込金		10,629,675	552,211	125,798							
	掛金払込金		6,679,768	552,205								
	役職員給与							86,064	27,139	7,331	7,813	7,687
	旅費・事務費							16,825	3,278	1,115	706	375
	委託費							7,452	2,187			199
	事務費負担金払込金							66,829				
	支払利息					3,398	5,283			112,519	8,681	
	連合会払込金	97,290									1,438	
	連合会拠出金	276,326										
	前期高齢者納付金	1,284,772										
	後期高齢者支援金	1,528,181										
	病床転換支援金	8										
	退職者給付拠出金	13,140										
	介護納付金	703,044										
	他経理へ繰入	30,183										
	その他の支出	84,550						59,200	374,087	2,562	3,319	3,964
次年度支払準備金	563,965											
計	8,255,749	17,309,443	1,104,416	125,798	3,398	5,283	236,370	406,691	123,527	21,957	12,225	
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	698,482	0	0	0	0	0	11,561	△ 31,654	6,756	△ 4,272	6,721	

貸借対照表の要旨

(単位:千円)

資 産	流動資産	1,351,263	1,012,859	68,339	479	3,398	32,755	552,504	1,653,498	2,400,500	83,288	219,336
	固定資産					611,000	140,000			10,197,113	1,264,314	
	繰延資産											
資 産 合 計		1,351,263	1,012,859	68,339	479	614,398	172,755	552,504	1,653,498	12,597,613	1,347,602	219,336
負 債	流動負債	9,226	1,012,859	68,339	479			7,145	10,830	11,775,691		54,083
	固定負債	563,964				614,398	172,755	98,146	67,041	9,927	827,244	13,284
	負 債 合 計	573,190	1,012,859	68,339	479	614,398	172,755	105,291	77,871	11,785,618	827,244	67,367
資 本	資本剰余金											
	積立金											
	利益剰余金	778,073						447,213	1,575,627	811,995	520,358	151,969
	欠損金											
純 資 産 合 計		778,073	0	0	0	0	0	447,213	1,575,627	811,995	520,358	151,969
負 債 ・ 純 資 産 合 計		1,351,263	1,012,859	68,339	479	614,398	172,755	552,504	1,653,498	12,597,613	1,347,602	219,336

令和元年七月十二日

大分県報(雑報)

八